

斜里町児童館

あそぼくる

利用のてびき



2018年4月

斜里町児童館あそぼくる

目 次

施設情報	・・・1
使用対象者	・・・1
使用方法	・・・1
使用のきまり	・・・1
多目的ホールの使用(自主管理使用)の方法ときまり	・・・2
使用のながれ	・・・4
使用料の減免規定について	・・・5
児童館ボランティア制度について	・・・6
斜里町児童館『あそぼっくる』館内図	・・・7



「あそぼっくる」の愛称は、町内公募による79作品の中から選ばれたもので、「あそぼ」と「くる」をかけ合わせ、たくさん子ども達に遊びに来てほしいという願いが込められています。

施設は「自然豊かな私達のまち『しゃりタウン』」を全体のコンセプトにしています。

施設情報

- 所在地 斜里郡斜里町青葉町29番地6
- 電話／FAX 0152-23-5245 (FAXも同様)
- 開館時間 月曜日～土曜日 午前10時から午後5時45分まで
※小学生・中学生は保護者同伴の場合を除き学校で決められている帰宅時間内
- 休館日 日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)
※その他悪天候時など

使用対象者

0歳から18歳までの児童(高校生を含む)及びその保護者

使用方法

児童館の開館時間内は申込みはいりません。自由に来て遊んでください。

⇒児童館がお休みの時に、多目的ホールのみ自主管理で使用できます。(2ページを参照) ※自主管理による利用の場合、年齢制限はありません。

使用のきまり

●飲食	●遊戯室の休憩スペースのみ 12時から午後1時まで飲食できます。
●喫煙	●敷地内全面禁煙です。
●ごみ	●飲食を伴って発生するごみは必ず持ち帰ってください。 ●オムツ替え後のオムツもお持ち帰りください。
●禁止事項	●大きな音等により近隣にお住まいの方々に迷惑をかけることが予測される場合は使用できません。 ●床等を汚したり破損したりすることが予測される場合は使用できません。 ●町長に許可なく使用目的を変更したり、使用の権利を他に譲渡転貸することはできません。

多目的ホールの使用（自主管理使用）の方法ときまり

児童館開館時間以外の下記の時間、多目的ホールのみ町の許可を受けて「自主管理により使用」することができます。

「自主管理の使用」では、児童館には管理人はおりません。

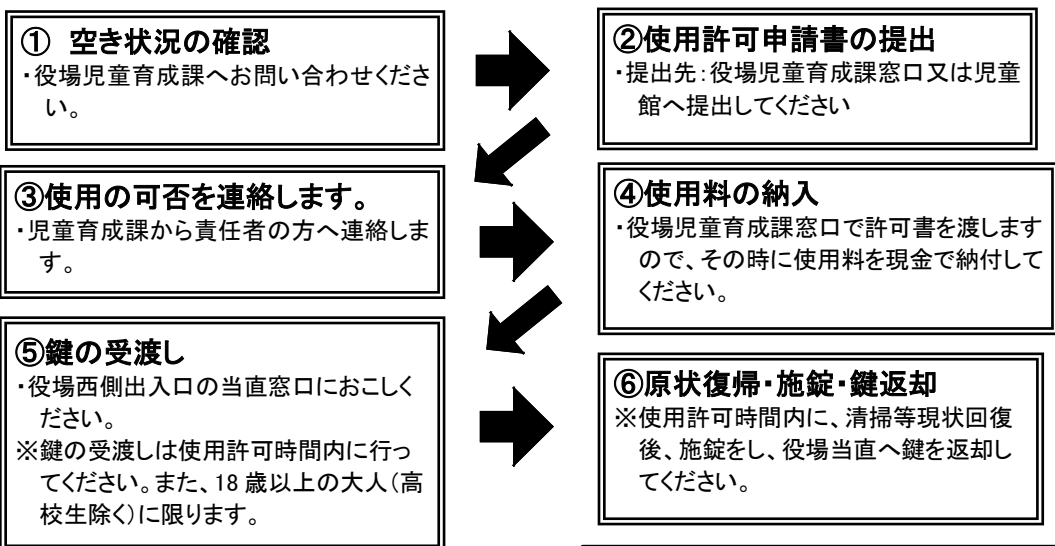
使用する皆さんの責任においてご使用いただき、「皆さんの善意」に基づく制度です。きまりを守れないなどの状況が生じた場合は、使用ができなくなる場合がありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

●使用できる時間	●夜間(月曜日～土曜日):午後6時～午後9時 ●休館日(日曜日・祝日等):午10時～午後9時 ※使用時間は鍵の借用・返却時間を含みます。
●使用申込期間	●使用しようとする日の属する月の前月の15日から児童館の休館日を除いて、 <u>使用しようとする日の3日前までに</u> 申し込みできます。 [例] 5月30日(水)に使用したい場合 ⇒4月15日から5月26日(土)までの間に申請。 ※土曜日の申込の場合は児童館職員に提出してください。 ※ただし、児童に関わるイベント等に使用する場合は、12カ月前から、その他の行事は6ヶ月前から申し込むことができます。
●申込み方法	●「使用許可申請書」を役場のこども支援課もしくは児童館に提出してください。 ⇒申込み方法フローチャート「使用のながれ」は4ページを参照。 ※使用許可申請書は役場児童育成課又は児童館でお渡しするほか、町ホームページからもダウンロードできます。
●申込み時間	●児童育成課に申請書を提出する場合 平日 午前8時45分から午後5時30分まで ●児童館に申請書を提出する場合 平日・土曜日 午前10時から午後5時45分まで
●使用人数	●使用許可申請時に登録した5人以上で構成する団体による使用とします。個人による使用はできません。

	<ul style="list-style-type: none"> ●18歳未満の中学生・高校生等の団体が使用する場合は、必ず18歳以上の大人(高校生を除く)の責任者が必要です。 ※団体として登録する「5人」には、この責任者を含みます。 ※中高生等の団体の使用における責任者は、使用中常時引率が必要です。
●使用するとき	<ul style="list-style-type: none"> ●役場庁舎の西側出入口の当直から多目的ホール玄関の鍵を受け取ってください。 ●玄関は児童館北側の「多目的ホール」の玄関を使用してください。 ●多目的ホール玄関に設置した「使用者ファイル」に団体名、実際の使用人数等必要事項を必ず記入してください。
●使用時間	<ul style="list-style-type: none"> ●使用する同一日の連続した3時間を限度とします。 [例] 「午後6時から午後9時まで」「午前10時から午後1時まで」など ※イベント使用などで3時間を超える使用を希望する場合は、児童育成課にご相談ください。
●使用料・ 使用料の納付	<ul style="list-style-type: none"> ●使用料は1時間300円です。 ●使用許可の時間の単位は1時間毎とします。 ●児童育成課から使用許可書をお渡しする時に現金で納付してください。(役場庁舎窓口4番の児童育成課へおこしください)(午前9時から午後5時30分まで) ※料金は使用前の納付厳守です。
●使用料の減免	<ul style="list-style-type: none"> ●自治会、青少年及び学校教育活動等による使用は、使用料が免除となり、その他公共的団体等の営利を目的としない使用(サークル利用等)は、80%減免となります。 ⇒詳しくは5ページを参照
●使用備品	<ul style="list-style-type: none"> ●活動に必要なとなる用具等は持参してください。 原則、多目的ホールの遊具等備品は使用できません。
●怪我・事故等	<ul style="list-style-type: none"> ●活動は事故や怪我の無いよう十分注意をしてください。 ●活動に起因する怪我や事故等の責任は使用者が負うものとします。それぞれの団体で必要に応じて保険に加入してください。
●暖房(冬期間)	<ul style="list-style-type: none"> ●多目的ホールの暖房は設置してある暖房器具を使用してください。 ●使用後は必ずスイッチを切ってください。 ●省エネにご協力ください。

●使い終わったら	●現状を回復し必ず清掃をしてください。(トイレ・水飲み場を使用した場合は同様に清掃してください。) ●ごみはお持ち帰りください ●暖房のスイッチを切ってください。(冬期のみ) ●鍵は役場の当直に返却してください。 ※使用時間は鍵の借用・返却時間を含みます。
●駐車場	●路上駐車はしないでください。
●使用申請内容の変更・取消	●使用申請内容に変更が生じた場合は、使用する日の3日前までに児童育成課または児童館職員へ申し出てください。(電話可) ●使用者の都合で使用を取り消す場合は、納入後の使用料はお返できませんのでご注意ください。
●使用の制限	●次の場合には、施設の使用承認はできません。また、すでに承認している場合でも、使用の取り消し、または制限もしくは停止することがあります。 ①公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるとき ②施設を損傷するおそれがあるとき ③物品販売、布教、募金及び選挙運動を目的とするとき ④その他、町が使用の許可が適当でない判断するとき

使用の流れ



児童育成課 : TEL26-8315/FAX22-2040
児童館 : TEL23-5245

使用料の減免規定について

<p>【下記の「町・自治会・青少年及び学校教育活動による使用」は、使用料は免除です】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「町の使用」とは・・・ 町(行政委員会、議会、町立小学校及び中学校、町が構成員となる一部事務組合や団体を含む。)が直接行う行事、会議、研修会等の事業、町が共催する事業及び町が実行委員会や協議会等の構成員となって行う事業で使用する場合。 ●「自治会の使用」とは・・・ 自治会連合会、自治会連合会専門部会、単位自治会、単位自治会のサークル・グループ等の行う事業で使用する場合。 ●「青少年の使用」とは・・・ 18歳以下又は高校生以下の青少年が自ら行う事業で使用する場合。 ※必ず大人の引率者が必要です。 ※多目的ホールの自主管理使用では、「親子サークル」の使用については「青少年使用」ではなく他のサークルと同様、団体登録による「公共的団体等の営利を目的としない使用」になります。 ●「学校教育活動による使用」とは・・・ 斜里高等学校、大谷幼稚園が行う教育活動及び教育活動の一環として行われる(部活動を含む)で使用する場合。 	<p>免除</p>
<p>【下記の「公共的団体等の営利を目的としない使用」は、使用料が 80%免除になります】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「公共的団体等の使用」とは・・・ 町内に事務所を有する団体で、社会福祉団体等の厚生社会事業団体の事業、社会教育団体、スポーツ団体を含むボランティア団体、まちづくり団体、文化連盟、体育協会、PTA等の教育・児童福祉活動による使用の場合。 上記団体が営利を目的としないで使用する場合に 80%免除となります。 ※サークル(親子サークルを含む)、少年団使用などもこちらに含まれます。 ※80%免除の場合、1時間の使用料は 60 円です。 	<p>80% 減免</p>

児童館ボランティア制度について

子ども達が心も身体も健やかに成長することは保護者はもちろんのこと、地域みんなの願いです。

斜里町児童館「あそぼっくる」は、子ども達一人ひとりが夢を持ち、未来にはばたいていける力を培う、また、保護者にとって子どもを育てることが一人ぼっちではなく、一緒に喜びや時には苦労も共有しあえる人がいる、そんな場所でありたいと考えています。

また、子ども・子育ての支援は「父母その他の保護者が子育てについて第一義的責任を有する」という基本的認識の下に、家庭、学校、地域その他社会の多くの人が関わりあい支えるものです。

今、直接子どもに関わりをお持ちでない方も、「ちょっとずつ」の力と愛情を斜里町児童館「あそぼっくる」で子ども達と分かち合っただけませんか。

「わくわく」「どきどき」の時間は大人にとっても子どもにとっても大切な栄養です。

是非、「あそぼ」と声を掛けあって『あそぼっくる』へご来館ください。

＊斜里町児童館『あそぼっくる』のボランティア制度＊

～下記の「個人」と「グループ」の2区分があります～

[児童館チャイルドアドバイザー]

特技や経験をお持ちの方、また「『子ども達のために』『子ども達と一緒に』に何かをしたい」という熱意をお持ちの**個人の方**に、次代を担う子供たちの指導者としてお手伝いをいただいています。

*登録…いつでも児童館職員にお尋ねください

*報酬…無報酬でお願いしています

*その他…対象が「子ども達」というお気持ちで関わっていただくことが大切です。年1回からでもOKです！

例：畑しごと・百人一首・縫い物・学習支援・伝承遊び・料理・おかしづくり など

[児童館サポートクラブ]

『子ども達の育ちに協力したい』という**グループの皆さん**に登録していただきます。

子ども達や保護者を対象とするグループの主な活動の他、児童館事業等にもお手伝いいただきます。

*登録…いつでも児童館職員にお尋ねください

*報酬…無報酬でお願いしています

*その他…グループの主たる活動は「子どもや保護者」を対象とすることを条件に児童館活動の一環として無料でご利用いただけます。

例：カードゲームあそび・就学前親子の交流事業(ママカフェ・おさがり交換会) など

斜里町児童館『あそぼっくる』館内図



非常口



授乳室



トイレ



多機能トイレ



道路

多目的ホール玄関

自主管理利用の時はここで施錠します。ここより東側の施設はご使用になれません。

男女トイレ



多目的ホール



調理室

男女トイレ

多機能
トイレ

事務室

児童館正面玄関

廊下

交流スペース
(風の部屋・森のへや)

遊戯室
(しゃりタウン)

休憩スペース

屋外テラス

乳幼児スペース
(ゆりかごルーム)

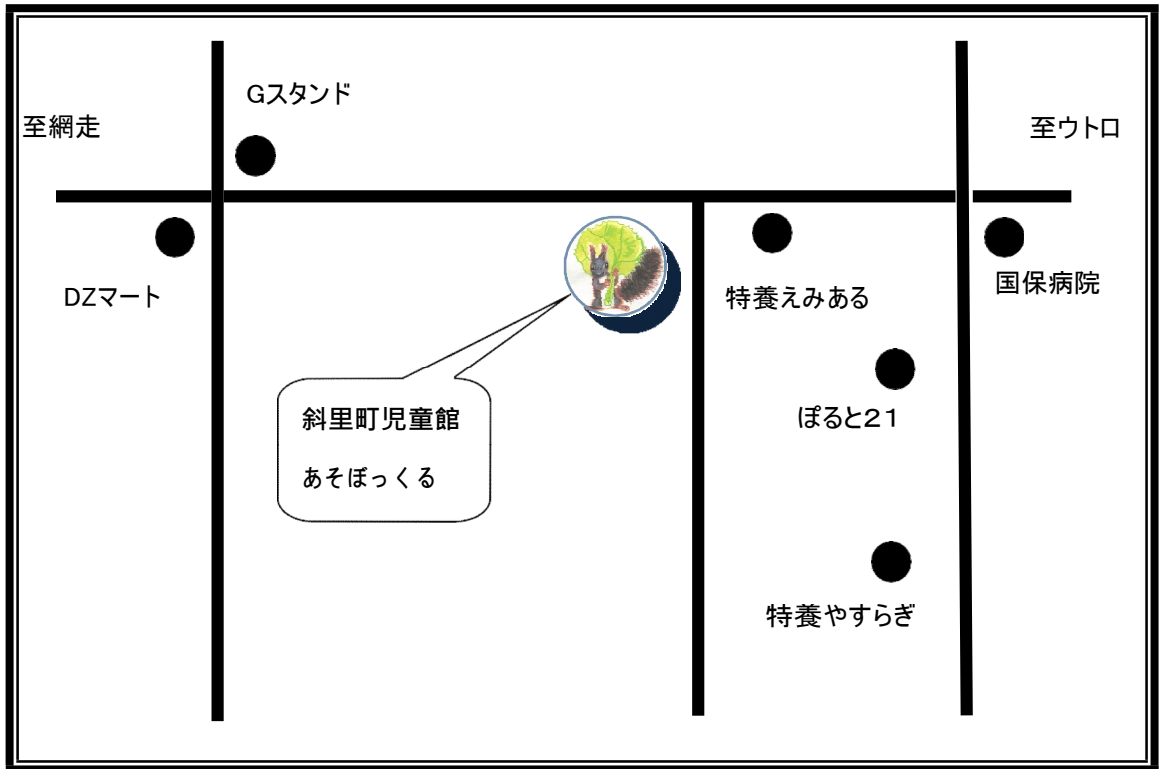
授乳室

幼児トイレ

駐車場

かえで西団地

[斜里町児童館あそぼっくる位置図]



[担当・お問い合わせ先]

斜里町役場 民生部 児童育成課

〒099-4192 北海道斜里郡斜里町本町12番地

TEL 0152-26-8315 / FAX 0152-22-2040